

中山間地域等総合対策検討会（第１回）の議事要旨

１ 日 時 ： 平成１２年４月３日 １４：００～１６：２０

２ 場 所 ： 農林水産省４階 第２特別会議室

３ 議事の概要

（１）検討会の運営について

本検討会の情報公開の取扱い等について、委員から了承された。

（２）座長選出

委員の互選により祖田委員が座長として選出された。

（３）資料説明

- 中山間地域等直接支払制度実施要綱（考え方）について
直接支払制度の運用に当たっての具体的な考え方について、対象地域及び対象農地、対象行為、対象者、単価、地方公共団体の役割等の項目別に説明。
- 中山間地域等の現状と課題について
中山間地域等の位置づけ、果たす役割、直面する問題と対策の基本方向等について説明。
- 中山間地域等総合振興対策の考え方について
直接支払いに加えて、中山間地域等の抱える多様な課題に対応して、中山間地域等の振興を効果的・効率的に推進するための対策の考え方について説明。

（４）委員の意見概要

- 直接支払制度について
 - ・ 直接支払いの実施について、国民の理解を得ていくためには、透明性の高い制度にする必要があり、この点からも、本対策の実施要領等ではできるだけ平易な表現とすべきではないかとの意見があった。
 - ・ 一団の農地については、物理的連担性だけではむずかしいので、営農上の一体性にも配慮する必要があるとの意見があった。
 - ・ 直接支払い額の１／２以上を集落の共同取組活動に充てるよう集落を指導していくとのことだが、直接支払制度の現場での受け止め方や各集落の状況を考慮した指導が必要ではないかとの意見があった。
- 中山間地域等総合振興対策について
 - ・ 条件の不利な地域において、どのように農業をやっていって欲しいのかという国のビジョンも必要ではないかとの意見があった。
 - ・ 他省庁の施策にも目配りした対策を考えてもらいたいとの意見があった。

（以上）